

業務委託特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、一級河川新河岸川の河川区域内に埋設されている産業廃棄物の汚染拡散防止対策に必要な検討業務委託に関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この特記仕様書は次の業務に適用する。

- (1) 委託業務名：4510 河川改修工事（新河岸川汚染土対策検討業務委託）
- (2) 委託箇所：一級河川新河岸川／朝霞市大字上内間木地内

(目的)

第3条 本業務は一級河川新河岸川の河川区域内に埋設されている産業廃棄物に対して汚染拡散防止対策を実施するための設計・検討を実施するものである。また、産業廃棄物を監視することで汚染拡散防止対策の効果を確認するためのモニタリング及びその評価方法について検討するものである。

(業務の内容)

第4条 本業務は以下の内容について行う。

業務実施にあたっては、新河岸川産業廃棄物処理推進委員会技術検討委員会（以下、技術検討委員会という。）の有識者からの意見を必要に応じて反映することとする。また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく事案における知見等の活用も検討する。

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務内容を確認し、作業方針を検討するとともに、業務計画書を作成する。

(2) 資料の収集・整理

業務に必要な資料、既往調査計画に関する報告書等の収集及び整理を行う。

(3) 汚染拡散防止対策の検討に向けた対策の抽出と現状把握調査

これまでに実施された既往調査や各種モニタリング結果から以下の項目を把握する。

- ・産業廃棄物及びその周辺範囲の水理地質構造

- ・産業廃棄物に含まれる有害物質の性状、濃度
- ・産業廃棄物に起因する現状の汚染拡散有無
- ・事業実施に係る各種関係法令の整理

新河岸川の河川区域内に埋設されている産業廃棄物に対して汚染拡散防止対策を検討するため、上記の内容を把握したうえで、これまでの技術検討委員会や調査検討業務の経緯を確認し、対策実施に係る課題を抽出し、課題の対応方針を検討する。

なお、汚染拡散防止対策の検討にあたり既往調査結果では情報が不足する場合には、発注者と協議できるものとする。

(4) 汚染拡散防止対策工の検討（基本設計）

「(3) 汚染拡散防止対策の検討に向けた対策の抽出と現状把握調査」の結果を踏まえて、産業廃棄物を長期的に汚染拡散防止するための対策工を検討する。対策工の検討にあたっては、汚染拡散防止対策工に係る既往の検討結果を踏まえて、以下の項目を考慮の上で、関係法令の趣旨を踏まえて実施可能な工法を複数提案しこれを具体的に決定する。

- ・環境保全性（安全性）
- ・施工性
- ・経済性
- ・法的制約下の実現性

なお、汚染拡散防止対策工の検討にあたっては、現状の当該地周辺の水理地質構造を的確に再現・把握する手法を用いることとする。また、再現された水理地質構造をもって再現手法の妥当性について検証するものとする。そのうえで、提案された各対策工を採用した場合における効果影響を再現する。

(5) モニタリング手法及び評価方法の検討

汚染拡散防止対策の効果・影響（構造体の有効性、健全性、水理地質等の周辺環境）を確認することのできるモニタリング及びその評価方法について、既往の検討結果を踏まえつつ、「(4) 汚染拡散防止対策工の検討（基本設計）」も考慮した再検討を行う。

(6) 管理基準値の検討

「(5) モニタリング手法及び評価方法の検討」で検討したモニタリング及び評価手法による管理を行うにあたっての管理基準値及び基準超過時の対応を検討する。検討にあたっては、現状の当該地周辺の水理地質構造や「(4) 汚染拡散

防止対策工の検討（基本設計）」の結果を踏まえ、有害物質が対策工から漏洩した場合に適切な対応を講じることができるような手法を検討するものとする。

(7) 汚染拡散防止対策工の設計（詳細設計）

「(4)汚染拡散防止対策工の検討（基本設計）」の結果を踏まえて詳細設計を行い、今後の工事発注に必要な設計図、計算書、数量計算書、仕様書、工事設計書等を作成する。

(8) 委員会の資料作成及び委員会の補助

業務期間中に技術検討委員会（2回）の開催を予定している。技術検討委員会の開催に向けて委員会資料を作成するとともに委員会の補助を行う。

(9) 照査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- ①現地の状況の他、既存資料及び基礎情報を収集し、課題の抽出及び現状の把握を行っているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ②現地の水理地質構造の再現・把握手法が適切であるかの照査を行う。また、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ③設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施上方法の照査を行う。
- ④設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

以上の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(打合せ協議)

第5条 打合せ協議は、着手時・中間時6回・納品時とし、計8回行うものとする。
なお、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者も立ち会うものとする。

(貸与資料)

第6条 貸与資料は、適宜必要なものを貸与するものとする。

(埼玉県電子納品対象業務)

第7条 本業務は、埼玉県電子納品対象業務とする。

(電子成果品の作成)

第8条 電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成する。

(成果品)

第9条 成果品は、本業務委託の成果をまとめた報告書を提出する。

(1) 報告書

詳細設計業務報告書 2部

(2) 電子成果品（正、副。電子媒体(CD-R)）2部

(3) その他必要資料

(成績評定)

第10条 この業務委託の「業務の分野」は以下のとおりとする。なお、「業務の分野」は委託業務成績評定結果における本業務の分野を特定するものである。

業務コード 7000

業務分野（大） 建設コンサルタント

業務分野（小） 河川

(その他)

第11条 業務委託実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し、協議の上実施するものとする。